

中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更に係る特記仕様書

令和8年8月

みどり環境局公園緑地維持課

1. 本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材（以下、「対象資材」という。）の調達に必要な経費（以下、「別途調達経費」という。）について、設計変更を行う工事である。
2. 対象資材は下表を想定している。これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。

表－1 対象資材

資材名	仕様・規格
塗料	例：変性エポキシ樹脂下塗り塗料 他
硬質ポリ塩化ビニル管	例：VU管 他 補足：公園緑地施設標準図集では、・硬質塩化ビニル管（VU, HVP）・止水栓ボックス・塩化ビニル柵が該当
合成樹脂製可とう電線管 （電線管路材）	例：FEP管 他 補足：公園緑地施設標準図集では、波付硬質ポリエチレン管が該当

3. 請負人は、対象資材について別途調達経費が必要となる場合には、「対象資材に関する協議書（様式1）」により事前に監督員と協議するものとする。ただし、迅速な対応が求められる場合には、口頭、ファクシミリ、電子メール等で協議することも可能とするが、事後、遅滞なく書面により協議するものとする。
なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。
 - ① 対象資材の代替資材を調達した場合
 - ② 対象資材の流通経路を見直して調達した場合
 - ③ 対象資材を調達した場合（ただし、別途調達経費を含む）。例えば、設計図書の資材を通常時とは異なる購入先に変更して調達した場合など
4. 請負人は、「対象資材に関する実施報告書（様式2）」により別途調達経費に係る証明書類（実際の取引伝票等）を監督員に提出するものとし、その別途調達経費については設計変更の対象とする。
5. 詳細は、ホームページ記載の「中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更に係る運用」（令和8年7月）によるものとする。
6. 本運用による設計変更は、令和9年3月31日までに「対象資材に関する実施報告書（様式2）」を提出した対象資材までを対象とする。

※「対象資材に関する協議書（様式1）」及び「対象資材に関する実施報告書（様式2）」、「中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更に係る運用」

横浜市 HP 参照 URL : <https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/kokyo/sekkei-sekoh/chuto.html>